

## 【 報告事項 1 】

### 地域包括支援センター運營業務委託事業者の選考結果について

#### 1 概要

本市は、より地域に密着した地域包括支援センターを目指して、**地域包括支援センターの担当区域や運営形態の見直しによる再編・拡充**を進めています。

#### 再編・拡充（構想）

##### **基幹型センター**（市直営）1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。

委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

##### **委託型センター**（社会福祉法人等に委託）10ヶ所程度

地域の実情と高齢者人口6千人を目安（国基準）に再編し、地域密着型の取組みの充実を図る。

社会福祉法人等に委託して（現在の5ヶ所➡）10ヶ所程度まで増設する。

#### 2 令和2年度の再編・拡充構想

○ 令和2年度は、鳥取中央地域包括支援センター及び鳥取東健康福祉センターの担当区域の一部を分割・再編し、

**①「北・中ノ郷中学校区」、②「東中学校区」、③「西中学校区」、**

に新たに委託型センターを設置し、また

**④鳥取西地域包括支援センター（気高・鹿野・青谷地域）**

も委託型センターとします。

○ 上記の4つのセンターの運営委託に向けて、令和元年10月25日から11月26日まで運営事業者の公募を行いました。

#### 3 選考結果

令和2年1月20日に外部有識者等による鳥取市地域包括支援センター運營業務委託事業者選考委員会（**委員構成は次頁のとおり**）を開催し、次のとおり最優秀提案者を決定しました。

センター名（仮称）	最優秀提案者
鳥取北	社会福祉法人 こうほうえん
鳥取西	社会福祉法人 あすなる会
鳥取東	社会福祉法人 鳥取福祉会
鳥取西部	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

再編・拡充の概要と受託法人 … **次頁以降「区域図」「区域の状況」のとおり**

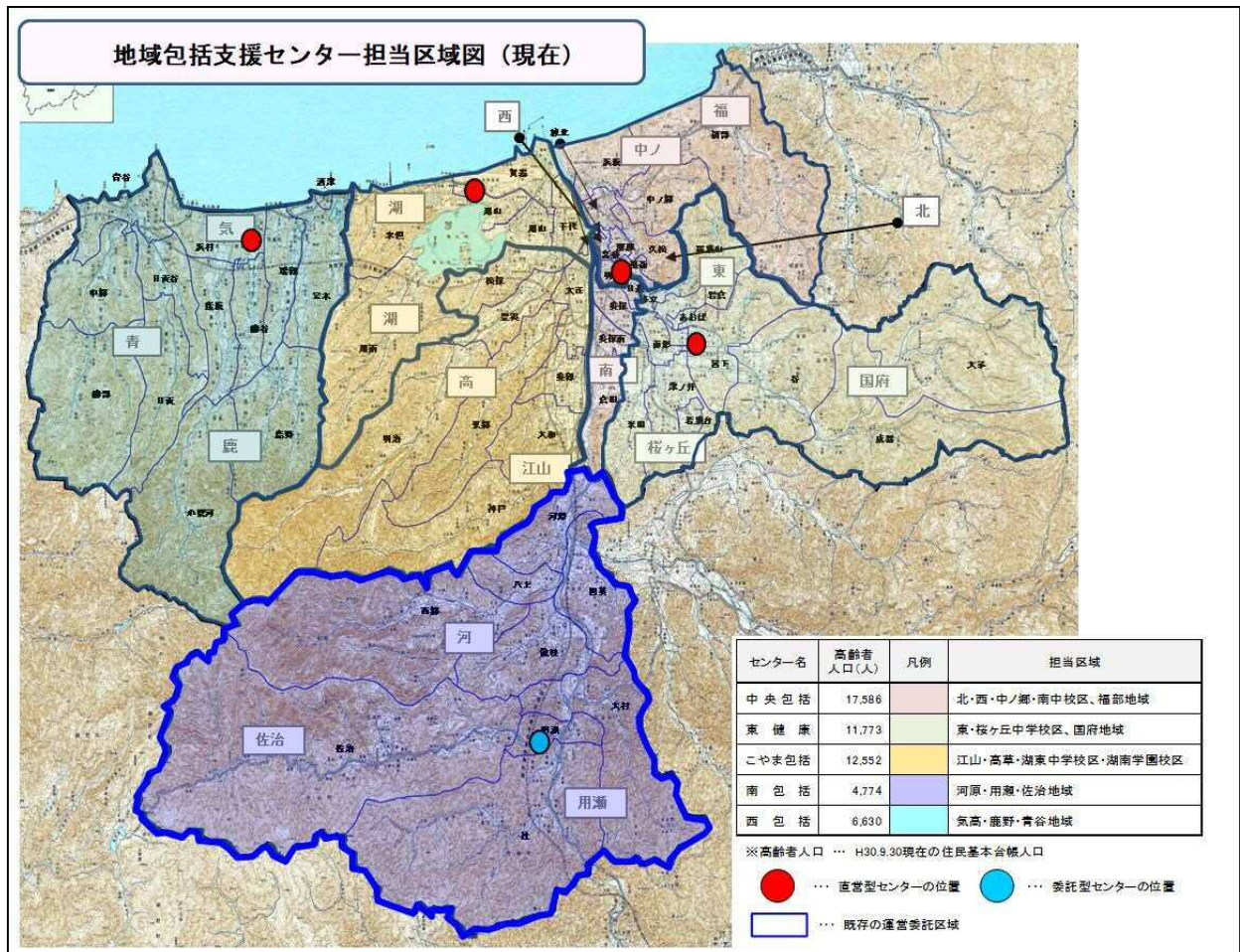
#### 4 これまでの経過と今後の予定

- 令和元年 9月 ・選考委員会開催（公募要項、審査基準を審議）  
10月 ・公募実施（10月25日～11月26日）  
令和2年 1月 ・選考委員会開催（審査、委託候補者決定）  
・委託候補者は職員採用等の受託準備開始  
令和2年 4月 ・委託事業者の出向職員受入（業務指導、引継ぎ開始）  
10月以降 ・運営委託開始（令和2年度中）

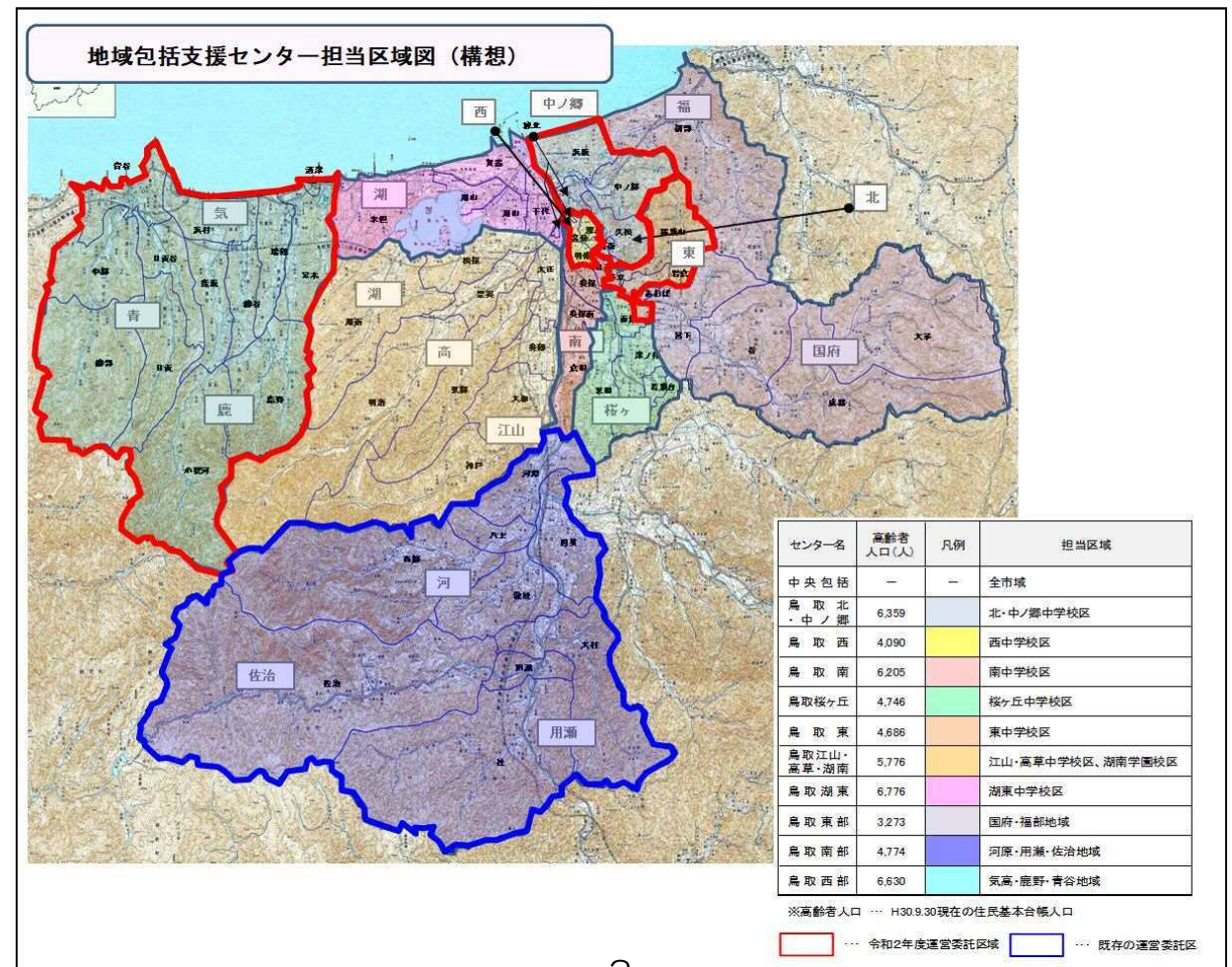
#### 5 選考委員

委員氏名	役職	関係団体等
松 浦 喜 房	鳥取市社会福祉審議会委員長	鳥取県東部医師会
垣 屋 稲 二 良	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会長	鳥取県社会福祉士会
永 島 哲 夫	福祉部及び健康こども部指定管理者選考委員会委員	中小企業診断士
竹 川 俊 夫	鳥取市地域福祉計画作成委員、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員	国立大学法人鳥取大学地域学部
中 島 陽 一	鳥取市福祉部長	





再編・拡充（構想）



# 地域包括支援センター担当区域の状況

【現行】（市直営方式）

No	地域包括支援センター名	場所	担当中学校区	人口	
				(R1.9.30現在)	うち高齢者数
1	鳥取中央	駅南庁舎	南	26,113	6,333
			西	12,920	4,151
			北	14,389	3,872
			中ノ郷	11,940	2,611
			福部	2,892	940
			小計	68,254	17,907
2	鳥取東	国府支所	東	14,891	4,720
			桜ヶ丘	19,214	4,837
			国府	8,295	2,369
			小計	42,400	11,926
3	鳥取こやま	学習・交流センター	江山	3,463	1,277
			高草	12,197	3,701
			湖東	28,863	6,892
			湖南	1,992	833
			小計	46,515	12,703
4	鳥取南	用瀬地区保健センター	河原	6,725	2,524
			用瀬	3,410	1,354
			佐治	1,826	904
			小計	11,961	4,782
5	鳥取西	気高地区保健センター	気高	8,535	2,893
			鹿野	3,621	1,343
			青谷	5,826	2,449
			小計	17,982	6,685
合計				187,112	54,003

【担当区域を分割・再編（構想）】

No	地域包括支援センター名（仮称）	担当中学校区	地区公民館区域	人口		受託法人
				(R1.9.30現在)	うち高齢者数	
◎	鳥取中央	全域		—	—	
1	鳥取北・中ノ郷	北	久松、道壽、城北	14,389	3,872	社会福祉法人 こうほうえん
		中ノ郷		11,940	2,611	
		小計		26,329	6,483	
2	鳥取西	西	醇風、善桑、明德	12,920	4,151	社会福祉法人 あすなろ会
		小計		12,920	4,151	
3	鳥取南	南	日進、美保、美保南、倉田	26,113	6,333	
		小計		26,113	6,333	
4	鳥取桜ヶ丘	桜ヶ丘	米里、面影、津ノ井、若葉台	19,214	4,837	
		小計		19,214	4,837	
5	鳥取東	東	修立、岩倉、稲葉山	14,891	4,720	社会福祉法人 鳥取福祉会
		小計		14,891	4,720	
6	鳥取東部	国府	大茅、成器、谷、宮下、あおぼ	8,295	2,369	
		福部	福部	2,892	940	
		小計		11,187	3,309	
7	鳥取江山・高草・湖南	江山	美穂、大和、神戸	3,463	1,277	
		高草	大正、東郷、松保、豊美、明治	12,197	3,701	
		湖南	湖南	1,992	833	
		小計		17,652	5,811	
8	鳥取湖東	湖東	千代水、湖山、湖山西、賀露、末恒	28,863	6,892	
		小計		28,863	6,892	
9	鳥取南部	河原	河原、国英、八上、散岐、西郷	6,725	2,524	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
		用瀬	用瀬、大村、社	3,410	1,354	
		佐治	佐治	1,826	904	
		小計		11,961	4,782	
10	鳥取西部	気高	浜村、逢坂、瑞穂、酒津、宝木	8,535	2,893	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
		鹿野	鹿野、勝谷、小鷗川	3,621	1,343	
		青谷	日置、日置谷、勝部、中郷、青谷	5,826	2,449	
		小計		17,982	6,685	
合計				187,112	54,003	



## 【 協議事項 1 】

### 第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の変更について

認知症高齢者グループホーム（グループホーム）及び介護付き有料老人ホーム等（特定施設）について、第7期計画に定める施設の整備量を確保するため、整備圏域の拡大等の変更を行います。

#### 【経過】

第7期計画期間中において、施設開設事業者の公募を2回実施しましたが…

- グループホームについてはB圏域、C圏域（江山中学校区）、D圏域（湖南学園中学校区）、F圏域に各1ユニット（定員9人）の募集に対して、
  - ➔ C圏域（江山中学校区）、D圏域（湖南学園中学校区）は応募事業者がありませんでした。
  
- 特定施設（定員29人以下）については、A圏域（北・西・福部中学校区）、E圏域、F圏域に各1施設の募集に対して、
  - ➔ 応募事業者は全くありませんでした。

再々公募を実施するにあたり、事業者に対してアンケート調査を行った結果、圏域の拡大等の見直しを行うことが有効であると判断し、第7期計画の一部変更を実施したいと考えます。

#### 【計画変更の方針】

- 中度の認知症高齢者100人当たりのグループホームの定員数を算出したところ、定員数が市全体の平均値を下回るD圏域が整備の優先度が高いため、湖東中学校区を募集対象に加える。
- グループホーム1ユニットの整備では採算が取りにくいいため、2ユニットの整備を可能とすることで事業者の参入を促す。
- 在宅要介護者100人当たりの特定施設の定員数を算出したところ、B圏域が計画に定める募集圏域に次いで定員数が少ないため、B圏域内で特定施設が未整備である東中学校区及び国府中学校区を募集対象に加える。

#### 【計画変更の内容】

次頁「変更前・変更後比較表」のとおり

#### 【変更計画案】

別紙「第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画変更計画」のとおり

## ○グループホーム

### <変更前>

(単位:人)

圏 域		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	第 7 期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	54	63	63	63	※
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	81	81	90	90	B 圏域に 1 ユニット (定員 9 人)
C	江山・高草中学校区	27	27	36	36	<u>江山中学校区に 1 ユニット (定員 9 人)</u>
D	湖東・湖南中学校区	18	18	27	27	<u>湖南中学校区に 1 ユニット (定員 9 人)</u>
E	河原・用瀬・佐治中学校区	27	27	27	27	
F	気高・鹿野・青谷中学校区	36	36	45	45	F 圏域に 1 ユニット (定員 9 人)
計		243	252	288	288	

※ A 圏域の平成 29 年度から平成 30 年度の増加分 (9 人分) は、第 6 期の新規整備分

### <変更後>

(単位:人)

圏 域		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	第 7 期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	54	63	63	63	※
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	81	81	90	90	B 圏域に 1 ユニット (定員 9 人)
C	江山・高草中学校区	27	27	36	36	次のいずれかの整備内容 ・ <u>江山中学校区又は D 圏域に 1 ユニット (定員 9 人) 若しくは 2 ユニット (定員 18 人)</u> ・ <u>江山中学校区及び D 圏域に 1 ユニット (定員 9 人)</u>
D	湖東・湖南中学校区	18	18	27	27	
E	河原・用瀬・佐治中学校区	27	27	27	27	
F	気高・鹿野・青谷中学校区	36	36	45	45	F 圏域に 1 ユニット (定員 9 人)
計		243	252	288	288	

※ A 圏域の平成 29 年度から平成 30 年度の増加分 (9 人分) は、第 6 期の新規整備分

○特定施設

〈変更前〉

(単位：人)

圏 域		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	第 7 期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西 ・福部中学校区	29	29	58	58	<u>北・西・福部中学校区 のいずれかに 1 施設 (定員 29 人)</u>
B	東・南・桜ヶ丘 ・国府中学校区	29	29	29	29	
C	江山・高草中学 校区	29	29	29	29	
D	湖東・湖南中学 校区					
E	河原・用瀬・佐 治中学校区			29	29	E 圏域に 1 施設 (定員 29 人)
F	気高・鹿野・青 谷中学校区			29	29	F 圏域に 1 施設 (定員 29 人)
計		87	87	174	174	

〈変更後〉

(単位：人)

圏 域		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	第 7 期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西 ・福部中学校区	29	29	58	58	<u>北・西・福部・東・国 府中学校区のいずれ かに 1 施設 (定員 29 人)</u>
B	東・南・桜ヶ丘 ・国府中学校区	29	29	29	29	
C	江山・高草中学 校区	29	29	29	29	
D	湖東・湖南中学 校区					
E	河原・用瀬・佐 治中学校区			29	29	E 圏域に 1 施設 (定員 29 人)
F	気高・鹿野・青 谷中学校区			29	29	F 圏域に 1 施設 (定員 29 人)
計		87	87	174	174	

【今後の整備日程（案）】

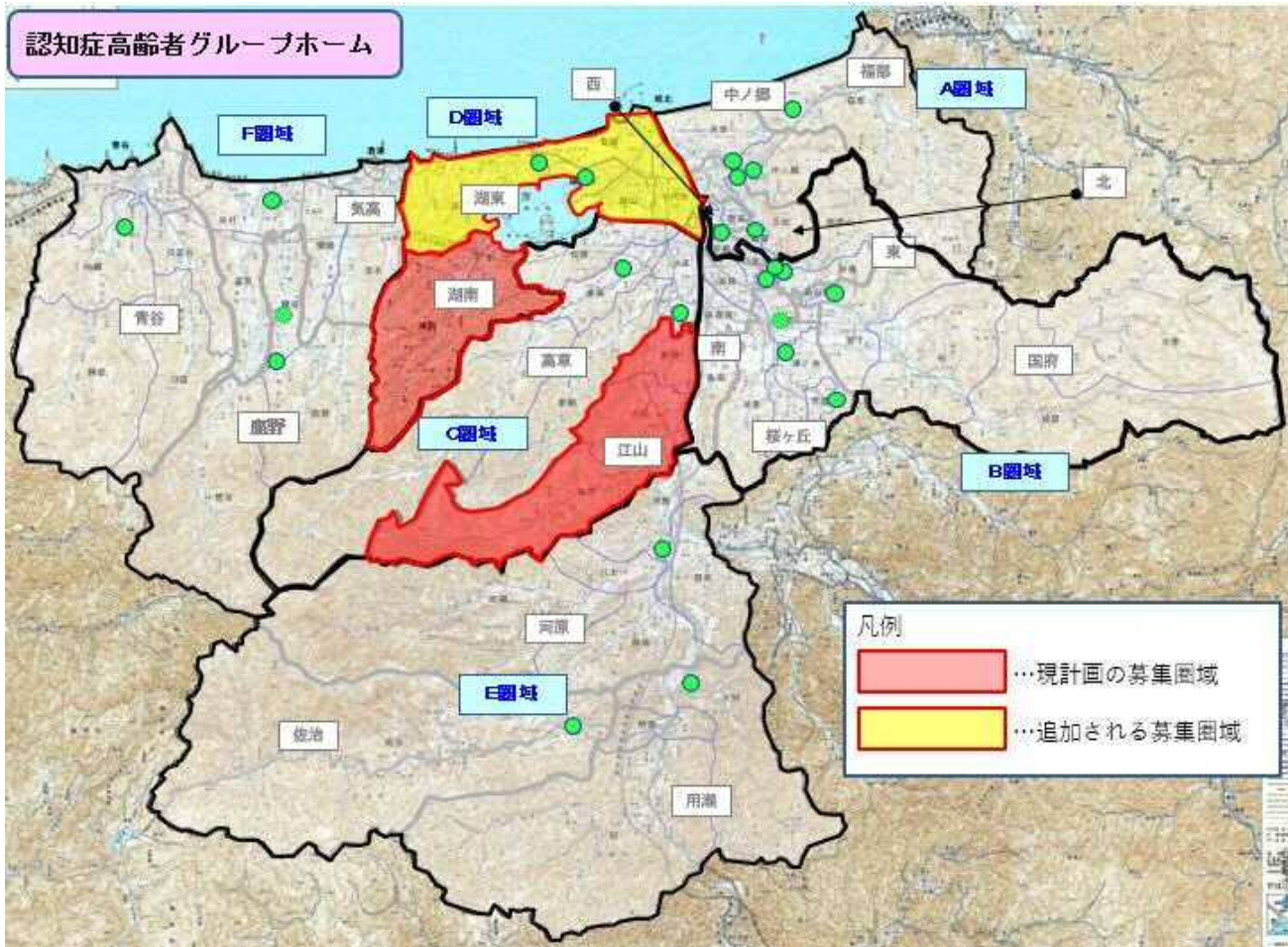
年	月	内容
令和2年	1月	<input type="checkbox"/> グループホーム（2ユニット：定員18人）及び特定施設（定員29人以下）の整備方針（案）を市長・副市長協議
	2月	<input type="checkbox"/> 鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会において変更計画（案）を審議 <input type="checkbox"/> 変更計画（案）の市長決裁 <input type="checkbox"/> 2月定例会福祉保健委員会に報告
	3月～6月	<input type="checkbox"/> グループホーム（2ユニット：定員18人分）及び特定施設（定員29人以下×3施設）の公募
	7月	<input type="checkbox"/> 選定委員会 <input type="checkbox"/> 選定結果を市長決裁・事業者決定 <input type="checkbox"/> 実施設計（建築確認手続き含む）
	8月	<input type="checkbox"/> 入札・契約
	9月～2月	<input type="checkbox"/> 施工 <input type="checkbox"/> 完成検査・合格
令和3年	3月	<input type="checkbox"/> グループホーム・特定施設の指定申請・審査
	4月	<input type="checkbox"/> 事業所指定・事業開始

【備考】

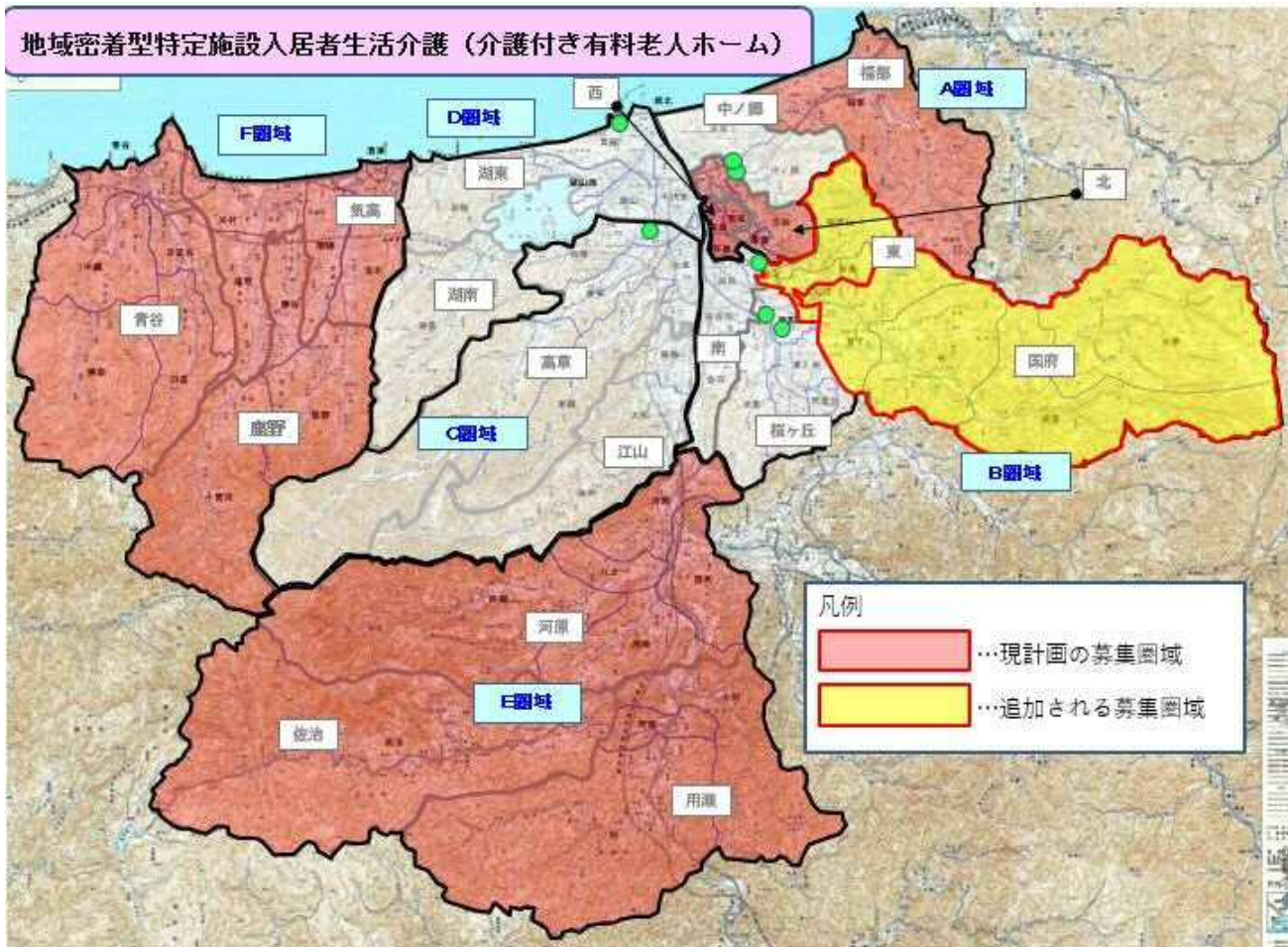
上記の日程は鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金の活用を前提とした日程となっています。



認知症高齢者グループホーム



地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）



## 認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕 100人当たりのグループホーム利用定員

(単位：人)

圏域	中学校区	認知症高齢者グループホーム（開設済又は予定）		在宅の認知症高齢者		認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅱ～Ⅲ）100人当たりのグループホーム定員 (A) / (B) × 100
		事業所数	定員 (A)	総数	うち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～Ⅲの者 (B)	
A圏域	北	1	9	632	387	2.33
	西	1	9	580	356	2.53
	中ノ郷	3	36	290	175	20.57
	福部	1	9	118	71	12.68
	<b>計</b>	<b>6</b>	<b>63</b>	<b>1,620</b>	<b>989</b>	<b>6.37</b>
B圏域	東	2	36	612	395	9.11
	南	1	9	684	410	2.20
	桜ヶ丘	3	27	481	324	8.33
	国府	1	18	290	204	8.82
	<b>計</b>	<b>7</b>	<b>90</b>	<b>2,067</b>	<b>1,333</b>	<b>6.75</b>
C圏域	江山			151	95	
	高草	2	27	472	291	9.28
	<b>計</b>	<b>2</b>	<b>27</b>	<b>623</b>	<b>386</b>	<b>6.99</b>
D圏域	湖東	2	18	630	401	4.49
	湖南			139	80	
	<b>計</b>	<b>2</b>	<b>18</b>	<b>769</b>	<b>481</b>	<b>3.74</b>
E圏域	河原	1	9	300	215	4.19
	用瀬	1	9	148	86	10.47
	佐治	1	9	124	56	16.07
	<b>計</b>	<b>3</b>	<b>27</b>	<b>572</b>	<b>357</b>	<b>7.56</b>
F圏域	気高	1	18	375	261	6.90
	鹿野	2	18	157	109	16.51
	青谷	1	9	351	252	3.57
	<b>計</b>	<b>4</b>	<b>45</b>	<b>883</b>	<b>622</b>	<b>7.23</b>
<b>合計</b>		<b>24</b>	<b>270</b>	<b>6,534</b>	<b>4,168</b>	<b>6.48</b>

【備考】

- 1 認知症高齢者数は介護保険システム(MCWEL)より令和元年9月30日現在の該当者を抽出。
- 2 Ⅱ～Ⅲは、認知症高齢者の認知症の程度を踏まえた認知症高齢者日常生活自立度の区分。
- 3 認知症高齢者グループホームの事業所数及び定員は、令和2年4月1日見込数。

(参考) 入居のしやすさの判定指標

■認知症高齢者グループホームの定員 …… (A)

■在宅の認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕 …… (B)

(A) ÷ (B) × 100 = 判定指標 (認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕100人当たりのグループホーム利用定員)



**在宅の要介護認定者〔要支援1～要介護5〕  
100人当たりの特定施設入居者生活介護（有料及びサ高住）の利用定員**

（単位：人）

圏域	中学校区	特定施設入居者生活介護 （有料及びサ高住）		在宅の 要介護認定者 （要介護1～5） （B）	在宅の要介護認 定者100当たりの 利用定員 （A）/（B）×100	備考 （圏域に所在する 有料及びサ高住 以外の特定）
		事業所数	利用定員 （A）			
① A圏域	北			505		
	西			455		
	中ノ郷	2	58	221	26.24	軽費老人ホーム （特定29床）
	福部			96		
	<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>58</b>	<b>1,277</b>	<b>4.54</b>	
② B圏域	東			546		
	南	1	25	588	4.25	養護老人ホーム （特定90床）
	桜ヶ丘	2	59	429	13.75	
	国府			241		
<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>84</b>	<b>1,804</b>	<b>4.66</b>		
C圏域	江山			113		
	高草	1	29	388	7.47	
	<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>29</b>	<b>501</b>	<b>5.79</b>	
D圏域	湖東	1	50	541	9.24	
	湖南			113		
	<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>50</b>	<b>654</b>	<b>7.65</b>	
③ E圏域	河原			263		
	用瀬			121		
	佐治			94		
	<b>合計</b>			<b>478</b>		
F圏域	気高			289		
	鹿野			127		
	青谷			252		
	<b>合計</b>			<b>668</b>		
<b>総計</b>		<b>7</b>	<b>221</b>	<b>5,382</b>	<b>4.11</b>	

【備考】

- 1 要介護認定者数は介護保険システム（MCWEL）より令和元年9月30日現在の該当者を抽出。
- 2 特定施設入居者生活介護事業所数及び利用定員は令和2年1月1日現在の実績値。
- 3 「有料」…有料老人ホーム 「サ高住」…サービス付き高齢者向け住宅 「特定」…特定施設入居者生活介護

（参考）利用のしやすさの判定指標

■特定施設入居者生活介護の利用定員 ……（A）

■在宅の要介護認定者〔要介護1～5〕 ……（B）

（A）÷（B）×100 = 判定指標（在宅の要介護認定者〔要介護1～5〕

100人当たりの特定施設入居者生活介護の利用定員）

# 第 7 期

## 鳥取市介護保険事業計画 ・ 高齢者福祉計画

### 変更計画（案）

令和 2 年 2 月

鳥取市

# 第1章 計画変更の趣旨

## 第1節 計画変更の背景

本市では、平成30年度から令和2年度までの3ヶ年を期間とする「第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を平成30年3月に策定し、介護サービス基盤の整備に鋭意努めているところです。併せて、介護保険料への影響に配慮しながら、介護保険事業の安定的な運営を進めているところです。

### (1) 認知症高齢者グループホーム

現在の計画で認知症高齢者グループホームの整備については、同サービス利用の待機者の早期解消と未整備地域の格差是正を目的に、B圏域（東・南・桜ヶ丘・国府中学校区）、C圏域（江山中学校区）、D圏域（湖南学園中学校区）、F圏域（気高・鹿野・青谷中学校区のいずれかの校区）にそれぞれ1ユニット（定員9人）ずつ、計4施設（定員9人×4ユニット＝36人）を整備するよう計画しました。

開設事業者は公募により選考することとし、意欲ある事業者を広く募り、現時点でB圏域の桜ヶ丘中学校区及びF圏域の鹿野中学校区で、それぞれ選定した指定予定事業者が今後開設を予定しています。一方で、C圏域（江山中学校区）及びD圏域（湖南中学校区）はこれまで2回にわたって公募を行いましたが、いずれも応募者がなく、現状のままでは本市全体で目標としている整備量の確保が困難な状況となっています。

計画では待機者の解消も一つの目的としているところであり、計画期間中の待機者の確実な解消を図るために、C圏域（江山中学校区）及びD圏域（湖南中学校区）における整備を見直し、整備地域に、同地域と同様に優先的な整備が求められる地域のD圏域（湖東中学校区）を加えるとともに、2ユニット（定員18人）の整備を可能とし、C圏域（江山中学校区）、D圏域に新設で各1ユニット（定員9人）の整備又は既設1ユニット事業所を2ユニットに増設するための整備若しくはC圏域（江山中学校区）、D圏域のいずれかに新設で2ユニットの整備を行う内容に計画を変更するものです。

### (2) 介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）

現在の計画で介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）の整備については、高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で暮らすことができるよう、自宅での生活継続が困難となった場合に、必要に応じて介護付きの高齢者居住施設への住み替えを可能とすることを目的に、A圏域（北・西・福部中学校区）、E圏域、F圏域それぞれに1施設（定員29人以下×3）を整備するよう計画しました。

開設事業者は公募により選考することとし、意欲ある事業者をこれまで2回にわたって募集しましたが、事業者からの応募はなく、現状のままでは本市全体で目標としている整備量の確保が困難な状況となっています。

第7期計画の趣旨を損なわず、整備目標量の円滑な確保を図るために、上記整備計画を見直し、整備地域に、同地域に次いで優先的な整備が求められる介護付き有料老人ホームが未設置のB圏域（東・国府中学校区）を加え、A圏域（北・西・福部中学校区）、B圏域（東・国府中学校区）のいずれかに1施設（定員29人以下）、E圏域、F圏域に各1施設（定員29人以下）を整備する内容に計画を変更するものです。



## 第2節 計画変更の方針

### (1) 認知症高齢者グループホーム

日常生活圏域ごとの在宅の認知症高齢者（認知症高齢者グループホームの利用の中心と考えられる日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb）が、その居住する圏域に所在する認知症高齢者グループホームへの入居のしやすさ（※以下の指標で判定）に着目し、入居のしやすさ指標の数値が本市全域の平均値より低い圏域の中学校区を優先的に整備します。

具体的には、整備圏域にD圏域（湖東中学校区）を加え、C圏域（江山中学校区）、D圏域に新設で各1ユニット（定員9人）の整備又は既設1ユニット事業所を2ユニットに増設するための整備若しくはC圏域（江山中学校区）、D圏域のいずれかに新設で2ユニットの整備を行うこととし、本市の第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の内容を変更して位置付けることとしました。

#### ※【入居のしやすさの判定指標】

認知症高齢者グループホームの定員 …… (A)

在宅の認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱa～Ⅲb〕 …… (B)

$(A) \div (B) \times 100 = \text{判定指標 (認知症高齢者〔日常生活自立度Ⅱ～Ⅲ〕100人当たりのグループホーム利用定員)}$

### (2) 介護付き有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）

特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた「有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅」が未設置の日常生活圏域（高齢者人口が多い圏域はその圏域内の小ブロック）への整備を推進する目的から、A圏域（北・西・福部中学校区）、B圏域（東・国府中学校区）のいずれかに1施設（定員29人以下）及びE圏域、F圏域に1施設（定員29人以下）を整備することとし、本市の第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の内容を変更して位置付けることとしました。

## 第3節 計画期間

計画期間は、現行計画と同じく令和2年度までとします。

## 第2章 計画変更の内容

### 第1節 計画変更の内容

計画変更の内容は次のとおりとし、それ以外のものは従前計画のとおりとします。

第5章「介護サービス等の見込み」第1節「介護保険サービスの見込み」「2 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス必要利用定員総数」「(1) 認知症対応型共同生活介護」(本編 101 ページ) を次のとおり変更します。

※変更箇所 …… 下線\_\_\_\_\_

#### 【変更前】

(単位：人)

圏域		29年度	30年度	31年度	32年度	第7期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	54	63	63	63	※
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	81	81	90	90	B圏域に1ユニット(定員9人)
C	江山・高草中学校区	27	27	36	36	<u>江山中学校区に1ユニット(定員9人)</u>
D	湖東・湖南中学校区	18	18	27	27	<u>D圏域(湖南中学校区)に1ユニット(定員9人)</u>
E	河原・用瀬・佐治中学校区	27	27	27	27	
F	気高・鹿野・青谷中学校区	36	36	45	45	F圏域に1ユニット(定員9人)
計		243	252	288	288	

※ A圏域の平成29年度から平成30年度の増加分(9人分)は、第6期の新規整備分。

#### 【変更後】

(単位：人)

圏域		29年度	30年度	31年度	32年度	第7期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	54	63	63	63	※
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	81	81	90	90	B圏域に1ユニット(定員9人)
C	江山・高草中学校区	27	27	36	36	<u>次のいずれかの整備内容</u> ・ <u>江山中学校区又はD圏域に1ユニット(定員9人)</u> 若しくは2ユニット(定員18人)
D	湖東・湖南中学校区	18	18	27	27	・ <u>江山中学校区及びD圏域に1ユニット(定員9人)</u>
E	河原・用瀬・佐治中学校区	27	27	27	27	

F	気高・鹿野・青谷中学校区	36	36	45	45	F圏域に1ユニット (定員9人)
計		243	252	288	288	

※ A圏域の平成29年度から平成30年度の増加分(9人分)は、第6期の新規整備分。

第5章「介護サービス等の見込み」第1節「介護保険サービスの見込み」「2 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス必要利用定員総数」「(2) 地域密着型特定施設入居者生活介護」(本編102ページ)を次のとおり変更します。

※変更箇所・・・下線\_\_\_\_\_

【変更前】

(単位：人)

圏域		29年度	30年度	31年度	32年度	第7期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	29	29	58	58	<u>北・西・福部中学校区のいずれかに1施設</u> (定員29人)
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	29	29	29	29	
C	江山・高草中学校区	29	29	29	29	
D	湖東・湖南中学校区					
E	河原・用瀬・佐治中学校区			29	29	E圏域に1施設 (定員29人)
F	気高・鹿野・青谷中学校区			29	29	F圏域に1施設 (定員29人)
計		87	87	174	174	

【変更後】

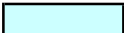
(単位：人)

圏域		29年度	30年度	31年度	32年度	第7期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	29	29	58	58	<u>北・西・福部・東・国府中学校区のいずれかに1施設</u> (定員29人)
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	29	29	29	29	
C	江山・高草中学校区	29	29	29	29	
D	湖東・湖南中学校区					
E	河原・用瀬・佐治中学校区			29	29	E圏域に1施設 (定員29人)
F	気高・鹿野・青谷中学校区			29	29	F圏域に1施設 (定員29人)
計		87	87	174	174	

## 【協議事項 2】

### 「第7期計画における取組」と「第8期計画に向けた課題」（案）

- これまでの委員会で各委員から頂いたご意見等をもとに、事務局で第8期計画に向けた課題（案）を整理しました。
- 以下の12の施策はそれぞれが何らかの課題を有していますが、このうち地域包括ケアシステムの構築を推進する上で特にネックとなっている課題については、第8期計画に向けての重点課題として整理したいと考えます。

 … 重点課題（案）を含む施策

#### 【基本理念】

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

#### 【基本目標】

地域共生社会の実現に向けて  
地域包括ケアシステムの充実を目指す

#### 【施策の目標1】 健康でいきいきとした生活の実現

- |     |                |   |      |
|-----|----------------|---|------|
| 施策① | 健康づくりの推進       | … | P18～ |
| 施策② | 介護予防の推進        | … | P18～ |
| 施策③ | 地域での活躍・貢献機会の充実 | … | P19～ |

#### 【施策の目標2】 安心して暮らし続けるための環境づくり

- |     |              |   |      |
|-----|--------------|---|------|
| 施策① | 在宅医療・介護連携の推進 | … | P19～ |
| 施策② | 包括的な支援体制の構築  | … | P20～ |
| 施策③ | 介護サービスの充実    | … | P20～ |
| 施策④ | 介護保険事業の適正な運営 | … | P21～ |
| 施策⑤ | 認知症施策の推進     | … | P21～ |
| 施策⑥ | 生活支援サービスの充実  | … | P22～ |
| 施策⑦ | 権利擁護施策の推進    | … | P22～ |

#### 【施策の目標3】 安定した暮らしの場の確保

- |     |                    |   |      |
|-----|--------------------|---|------|
| 施策① | 状況に応じた施設・住まいの確保    | … | P23～ |
| 施策② | 高齢者の住まいに関する相談体制の充実 | … | P23～ |

## 0101 健康づくりの推進

### 【第7期計画における取組】

#### ○ 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、予防接種の推進 など

#### ○ 地域での健康づくりの推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり活動の普及、健康的な食習慣の推進、「ふれあいデイサービス」 など

### ＜第8期計画に向けた課題＞

■ 地区診断等を踏まえたエビデンスに基づく健康づくり・介護予防の取組みが必要

■ 健康づくりの知識の普及啓発や、健診受診・保健指導の更なる取組みが必要

■ 地区診断を踏まえたエビデンスに基づく健康づくり・介護予防の取組みが必要（再掲）

■ 地区住民であれば誰でも利用できる身近な集いの場である「ふれあいデイサービス」の更なる活用・発展が必要

■ 市民が地域の身近な場所で気軽に健康づくり活動に参加できるよう、地域の組織や団体との連携強化と更なる取組みが必要

## 0102 介護予防の推進

#### ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

鳥取市訪問介護相当サービスと鳥取市通所介護相当サービスの必要なサービス提供量の確保、介護予防ケアマネジメントの実施、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築 など

### ＜第8期計画に向けた課題＞

■ 地区診断を踏まえたエビデンスに基づく健康づくり・介護予防の取組みが必要（再掲）

■ 担当職員の介護予防ケアマネジメントのスキルアップが必要

■ 短期集中予防サービス（C型）を全市域に展開することが必要

■ 短期集中予防サービス（C型）、基準緩和型サービス（A型）、従前相当サービスの活用ケースの整理による予防効果の更なる向上が必要

#### ○ 介護予防普及啓発の推進

健康づくりなどに関する情報提供、介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の推進、地域で運動教室に参加できる環境の充実 など

■ 地区診断を踏まえたエビデンスに基づく健康づくり・介護予防の取組みが必要（再掲）

#### ○ 地域の通いの場の充実

「ふれあい・いきいきサロン」の開催支援、サロンの開設支援や魅力あるサロンづくりの支援 など

■ 高齢者が仲間同士で集まる身近な地域のサロンの充実が必要

■ サロンの実態を把握したうえで、活動を活性化する取組みが必要

#### ○ 地域リハビリテーションの推進

リハビリ専門職による介護支援専門員等の技能向上への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援 など

■ 病院・事業所に所属するリハビリ専門職が地域に出掛けて行きやすい取組みが必要

■ 介護支援専門員等に対しリハビリ専門職の知見を普及する取組みの強化が必要



## 0103 地域での活躍・貢献機会の充実

### ○ 社会参加や生きがい活動への支援

ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進、生涯学習の推進、高齢者バス優待助成、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業や金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援 など

### ○ 高齢者施設の運営

老人福祉センターの運営又は支援、老人憩の家管理、高齢者創作交流館の運営、佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等を提供 など

### ○ 高齢者の就労支援

(公財)シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加への取り組み など

### <第8期計画に向けた課題>

■意欲ある高齢者の就労機会の確保や社会参加を推進し、介護予防や生きがい対策を推進することが必要

■現役時代の専門性を有する高齢者ボランティアの掘り起こしや活動の活性化が必要

■住民主体によるボランティア活動の推進が必要

## 0201 在宅医療・介護連携の推進

### ○ 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進 など

### ○ 医療・介護関係者への支援

医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催 など

### ○ 住民啓発の推進

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）についての市民への情報提供、寸劇を活用した住民啓発学習会を開催 など

### ○ 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築の取り組み など

### <第8期計画に向けた課題>

■急性期病院でのリハビリテーションが退院後継続できていない

■医療や介護の関係者が、病気や状態への対応に限らず、人生の最期も見据えた生活全般のアセスメント力を高めていくことが必要

■医療や介護の関係者が連携を一層図るため、顔を合わせて議論できる場（多職種研修会、課題検討会等）を数多く創出することが必要

■地域包括ケアシステムや医療・介護制度の住民啓発を保健分野と連携して進めること、また人生会議（ACP）も含めすべての年代に啓発していくことが必要

■入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの4つの場面での情報共有、専門職種間での連携体制の強化が必要

## 0202 包括的な支援体制の構築

### ○ 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の取り組み など

### ○ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携強化への取り組み など

### ○ 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実への取り組み など

### ○ 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保への取り組み など

## 0203 介護サービスの充実

### ○ 居宅サービスの充実

参入予定事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援。また、既存の事業所に対しては、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保の推進 など

### ○ 地域密着型サービスの充実

参入予定事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設の支援 など

### ○ 施設・居住系サービスの充実

様々なサービスを利用して在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認

### <第8期計画に向けた課題>

■ 地域住民や福祉関係者との協働による課題発見機能の強化が必要

■ 縦割りを排除した相談窓口と包括的な支援体制づくりが必要

■ 地域包括支援センターの設置数及び職員数の拡充が必要

■ 委託型センターを指導監督する市直営の基幹型センターの職員体制の充実が必要

■ 基幹型及び委託型センターの職員の資質向上が必要

■ 地域ケア会議の検討ケース数が少ないため、地域で共通する課題の抽出が十分にできていない

■ 地域ケア会議で把握された福祉課題を地域または市全域で検討できていない

■ 地域ケア会議の構成員に応じた目的及び機能を整理することが必要

### <第8期計画に向けた課題>

■ 介護人材が不足し、全体として厳しい事業運営となっている

■ 介護職員の処遇改善やスキルアップ教育等の実施が難しい事業者がある

■ 通所系の主力サービスである通所介護と小規模多機能型居宅介護は、全体としてともに定員を2～3割程度下回る稼働状況であり、安定経営や介護職員の処遇改善への影響が心配される

■ 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームの入居者で介護が必要な人は、併設や外部の通所介護等を利用している。事業者にとって分かりやすい運営形態や利用者の料金負担を踏まえると、特定施設への転換など、実情に即した運営形態への移行についての検討が必要

知症高齢者グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム等)の小規模施設の整備の推進 など

### ○ 介護サービス見込み量の確保

市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対しては、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供。また、既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を提供 など

## 0204 介護保険事業の適正な運営

### ○ 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進 など

### ○ 介護保険サービス事業者に対する指導監督

介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施 など

### ○ 介護サービスの質の確保及び向上

介護サービス情報の公表と第三者評価の活用、運営推進会議の適切な運営の確保、介護相談員の派遣を推進 など

### <第8期計画に向けた課題>

■適切なサービス利用の前提となる介護認定調査の更なるスキルアップが必要(直営・委託とも)

■事業者が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、事業者の負担軽減を図る方法での実地指導について検討が必要

## 0205 認知症施策の推進

### ○ 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

認知症サポーター養成講座の開催、認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及への取組み など

### ○ 居場所づくりや介護者支援の充実

認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの支援、認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施 など

### ○ 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症予防教室の開催 など

### ○ 若年性認知症の支援

若年性認知症の人やその家族の生活や就労

### <第8期計画に向けた課題>

■市民の認知症に対する正しい知識と理解の更なる普及啓発が必要

■認知症の人の日常生活における地域での見守りの体制の構築と、万が一、行方不明となった場合の安全確保のための地域の協力支援の仕組みづくりが必要

■おおむね地区公民館区域等の身近な地域への認知症カフェの設置拡大が必要

■認知症の支援体制の充実に向けて、身近な地域での認知症地域支援推進員の取組みが必要

■認知症支援の初動体制を強化し、取組みを広く市域に展開するため、身近な地域での認知症初期集中支援チームの取組みが必要

■認知症の当事者の声を踏まえた認知症支

支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。また、市民に若年性認知症に対する理解を深めていただくよう情報提供 など

援の取組みと既存施策の点検が必要

■ 医師等の医療関係者が認知症についての知識を深め、患者ひとり一人の日常生活上の症状を適切に把握し、医療と介護が連携して取組むことが必要

■ 認知症についての知識を有する医師とケアマネジャーとの連携強化が必要

■ 身近な診療所で、初期の認知症の生活機能の生活機能評価やリハビリまでつながっていない

## 0206 生活支援サービスの充実

### ○ 生活支援体制の充実

地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の配置、鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会(第1層協議体)の開催、各地域の話し合いの場(第2層協議体)の設置 など

### ○ 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリー・サポート・センター(生活援助型)サービス、配食サービスなど在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成、家族介護教室の開催など家族介護者を支援するサービスを提供 など

### <第8期計画に向けた課題>

■ 未設置地域への第2層協議体の設置と協議体活動の推進が必要

■ 地域を単位とする福祉ネットワークの構築が必要

■ おおむね地区公民館区域に最低1ヶ所程度「高齢者の集いの場」の設置が必要

■ 移動支援(買い物支援等)の充実が必要

■ 学校や地域における福祉に関する学習機会の充実が必要

■ 住民や専門職等の福祉関係者が一緒にまちづくりの議論をするためには地域の色々なデータが一目で分かる地域診断シートが必要

■ 地域支え合い推進員の活動は地区公民館や地域包括支援センターとの連携が必要

## 0207 権利擁護施策の推進

### ○ 成年後見制度の利用促進

とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援、成年後見人制度利用支援事業(申立費用、後見人等報酬助成)、市長による法定後見の開始の審判の申立て など

### ○ 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画の策定、権利擁護の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関設置 など

### ○ 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」

### <第8期計画に向けた課題>

■ 福祉人材の育成や掘り起しが必要

■ 市民後見人の更なる養成が必要

■ 成年後見利用促進法に基づき、本市の地域連携ネットワークの核となる「中核機関」を位置づけ、成年後見制度を利用しやすい環境整備を行うことが必要

■ 自らSOSを発信できない人を把握し、支援につなげる仕組みづくりが必要

■ 養護者虐待及び施設虐待を防止するための取組みが必要

■ 成年後見制度の円滑な利用の確保に向けて、法人後見の拡充が必要



### 0301 状況に応じた施設・住まいの確保

#### ○ 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進 など

#### ○ 多様な高齢者向け住宅の確保

養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用等 など

#### ○ 安全・安心な居住環境の確保

住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援 など

#### ＜第8期計画に向けた課題＞

■ 特定施設の指定を受けていない軽費老人ホームに入居している要介護（要支援）認定者に対する介護サービスの提供のあり方について検討が必要

■ 生活支援ハウス、軽費老人ホーム、高齢者向け公営住宅等の各施設の特徴を横断的に踏まえ、専門職が相談者の実情に適切に対応する利用支援の体制づくりが必要

■ エビデンスを踏まえた効果の高い住宅改修が必要

### 0302 高齢者の住まいに関する相談体制の充実

#### ○ 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保 など

#### ○ 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援。

中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」 など

#### ＜第8期計画に向けた課題＞

■ 生活支援ハウス、軽費老人ホーム、高齢者向け公営住宅等の各施設の特徴を横断的に踏まえ、専門職が相談者の実情に適切に対応する利用支援の体制づくりが必要（再掲）



## 令和2年度（2020年度）の介護保険料の改定（案）について

協議事項 3

平成30年度～令和2年度（2018年度～2020年度）				【改定前】令和元年度（2019年度）			【改定後】令和2年度（2020年度）			（参考）標準料率		
保険料段階	対象者		算定方法	年間保険料額（A）	算定方法	年間保険料額（B）	差額（B） - （A）	算定方法	年間保険料額（C）		差額（C） - （A）	
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.50 (0.45) ※1	39,000円 (35,100円) ※1	基準額×0.50 (0.375) ※1	39,000円 (29,250円) ※1	0円 <span style="color: red;">(△5,850円)</span> ※1	基準額×0.50 (0.3) ※1	39,000円 (23,400円) ※1	0円 <span style="color: red;">(△11,700円)</span> ※1	0.50
第2段階			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.625	48,750円	基準額×0.625 (0.5625) ※1	48,750円 (43,875円) ※1	0円 <span style="color: red;">(△4,875円)</span> ※1	基準額×0.625 (0.5) ※1	48,750円 (39,000円) ※1	0円 <span style="color: red;">(△9,750円)</span> ※1	0.75
第3段階			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.75	58,500円	基準額×0.75 (0.725) ※1	58,500円 (56,550円) ※1	0円 <span style="color: red;">(△1,950円)</span> ※1	基準額×0.75 (0.7) ※1	58,500円 (54,600円) ※1	0円 <span style="color: red;">(△3,900円)</span> ※1	0.75
第4段階		課税世帯者が市 民税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	66,300円	基準額×0.85	66,300円	0円	基準額×0.85	66,300円	0円	0.90
第5段階（基準）			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額	78,000円	基準額	78,000円	0円	基準額	78,000円	0円	1.00
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	93,600円	基準額×1.20	93,600円	0円	基準額×1.20	93,600円	0円	1.20	
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.35	105,300円	基準額×1.35	105,300円	0円	基準額×1.35	105,300円	0円	1.30	
第8段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.65	128,700円	基準額×1.65	128,700円	0円	基準額×1.65	128,700円	0円	1.50	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.85	144,300円	基準額×1.85	144,300円	0円	基準額×1.85	144,300円	0円	1.70	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×2.00	156,000円	基準額×2.00	156,000円	0円	基準額×2.00	156,000円	0円		
第11段階		本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.10	163,800円	基準額×2.10	163,800円	0円	基準額×2.10	163,800円	0円		
第12段階		本人の前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.20	171,600円	基準額×2.20	171,600円	0円	基準額×2.20	171,600円	0円		

※1 ( ) 内は、公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率及び保険料です。

# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

平成30年度予算額  
246億円(公費)

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

## ①一部実施(平成27年4月)

市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象  
(65歳以上の約2割)

第1段階	0.5 → 0.45
保険料基準額に対する割合	

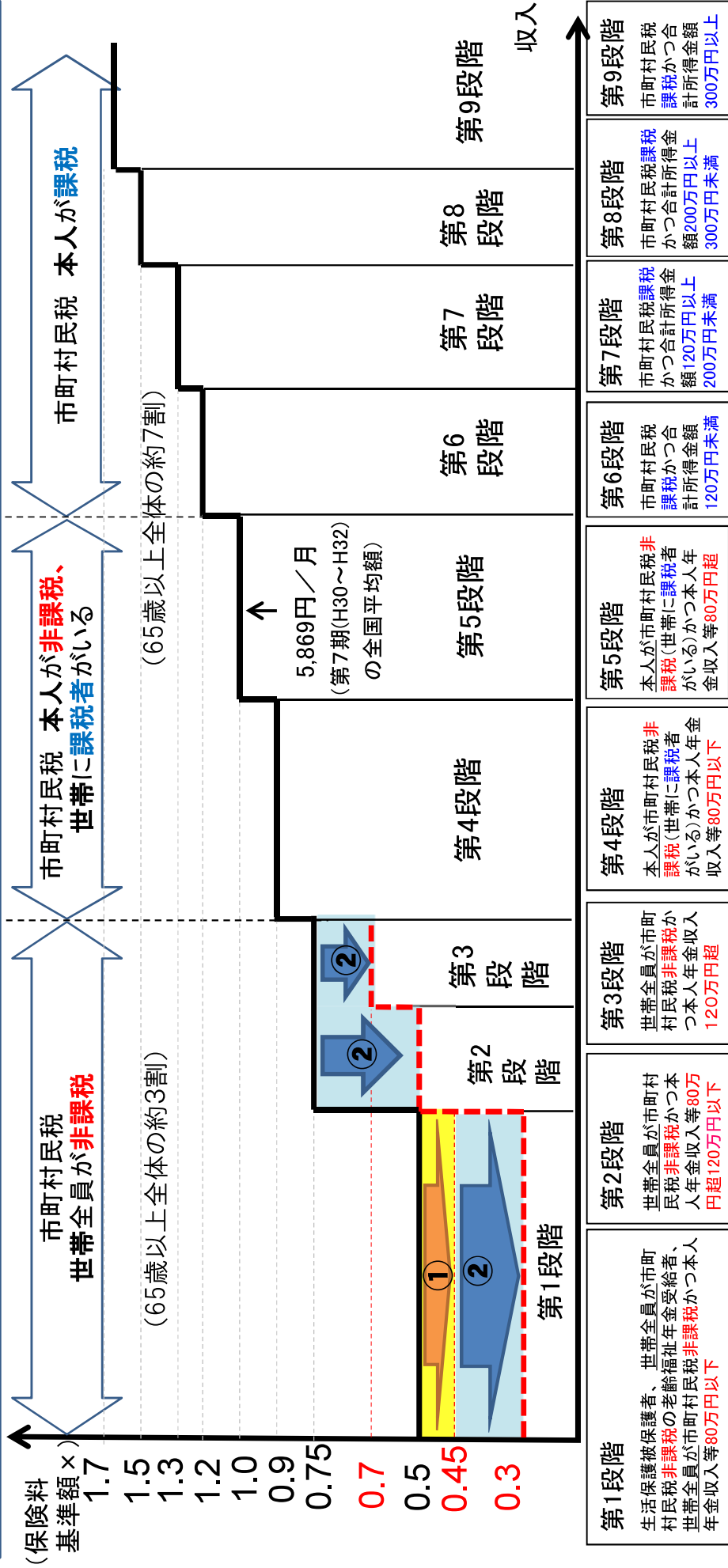
## ②完全実施

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合

国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4



## 【協議事項4】

### 指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

#### 1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）は、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として指定を受けて実施しているが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。（介護保険法115条の23第3項）

地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間を市（指定権者）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

また、指定介護予防支援業務の一部委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会<sup>※1</sup>の議を経る必要があるため（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、令和元年12月31日現在の直近の委託届出の結果について報告するものです。

（注）※1… 本市においては、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会が、地域包括支援センター運営協議会の事務を所掌しています。

#### 2 令和元年度（10月1日～12月31日）の委託届出の結果について

令和元年10月28日開催の本委員会への報告後、地域包括支援センターが市（指定権者）に提出した「指定介護予防支援委託届出書」は2件（次頁一覧のNo62、63）でした。届出書に記載された事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所となっています。

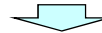
また、現在63事業所に対し、本市の5つの地域包括支援センターは令和元年12月サービス分（1月審査分）において、835件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。

## 指定介護予防支援委託事業所一覧

<p>【委託する内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用申込の受付</li> <li>2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約の締結</li> <li>3 アセスメントの実施</li> <li>4 介護予防サービス・支援計画原案の作成</li> <li>5 サービス担当者会議の開催</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意</li> <li>7 介護予防サービス・支援計画書の交付</li> <li>8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整</li> <li>9 モニタリング</li> <li>10 評価</li> <li>11 給付管理業務</li> </ol>
--	--

※凡例  
 グレー  
 令和元年10月28日開催の  
 本委員会で報告済みのもの。



No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数					
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西	
1	3170101525	やすらぎ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市的場一丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	19	11	3	5		
2	3170100097	鳥取西居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市西品治280-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	36	34	2			
3	3170100022	高草あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市大槻330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	28	5	1	22		
4	3170100584	白兔あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市白兔8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	27	1		26		
5	3171200060	河原あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市河原町今在家842	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	23	3		5	15	
6	3171300027	気高あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市気高町八幡268	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	16			1	15	
7	3170100014	鳥取市東居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市滝山374-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20	1	19			
8	3170100337	鳥取市桜ヶ丘居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市津ノ井256-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	22	3	18	1		
9	3170100352	鳥取市南居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	32	24	8			
10	3170100592	ケアプランセンターにしまち幸朋苑	社会福祉法人 こうほうえん	鳥取市秋里1181 鳥取北デイサービスセンター内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	16	14		2		
11	3170101038	国府町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市国府町糸谷15-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	27	3	24			
12	3170101053	福部町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市福部町海士1013-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	8	8				
13	3170101079	河原町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市河原町渡一木277-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20			2	18	
14	3170101095	用瀬町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市用瀬町別府96-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
15	3170101111	佐治町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	11				11	
16	3170101137	気高町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市気高町浜村8-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	25				25	
17	3170101152	鹿野町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市鹿野町今市651-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	22				22	
18	3170101178	青谷町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市青谷町露谷53-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	21				21	
19	3170101277	居宅介護支援事業所 風紋館	医療法人 アスピオス	鳥取市立川町五丁目312-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	18	3	15			

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西
20	3170100741	居宅介護支援事業所まさたみの郷	医療法人 アスピオス	鳥取市杉崎596	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	16	5	11		
21	3170100212	居宅介護支援事業所みやこ苑	医療法人 アスピオス	鳥取市三津1072-307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	8			8		
22	3151180209	居宅介護支援事業所ふたば	医療法人社団内科小児科山脇医院	鳥取市国府町稲葉丘3-303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	15	5	10			
23	3170101202	居宅介護支援事業所ひまわり鳥取	社会福祉法人 親誠会	鳥取市桂木784	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	19	2	17			
24	3170100568	橋本外科医院居宅介護支援事業所	医療法人橋本外科内科	鳥取市大杵204-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	24	6	18			
25	3140141791	もみじ薬局介護支援事業所	(有) 清水	鳥取市国府町宮下1165-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	4		4			
26	3170100188	株式会社 サポートライフ	株式会社 サポートライフ	鳥取市東今在家321-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
27	3170101475	ケアプランセンターもみじ庵	(有)ボエム	鳥取市美萩野一丁目70番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	44	4		40		
28	3170101848	ハビネ居宅介護支援センター雲山	(株)ハビネライフケア鳥取	鳥取市興南町124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20	14	4	2		
29	3170101608	わかばの家ケアプランセンター	(株)わかば	鳥取市千代水一丁目118番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
30	3151380205	居宅介護支援センター ル・サンテリアオン鹿野	社会医療法人 仁厚会	鳥取市鹿野町今市80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	37				37	
31	3170100139	鳥取高齢者介護支援センターはまゆう	医療法人 賛幸会	鳥取市服部204-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	15	3	1	11		
32	3170101723	居宅介護支援事業所きゆうだい	久大建材(株)	鳥取市古海693-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20	6		14		
33	3170100121	ニチイケアセンター鳥取駅南	(株)ニチイ学館	鳥取市中央二丁目80-1 タウンアローズ86 102号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	4	4				
34	3170102101	ニチイケアセンターふせ	(株)ニチイ学館	鳥取市布勢422-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	4	3		1		
35	3170102002	ふしの白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野1771番地36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	11	2		9		
36	3170103539	居宅介護支援事業所さくら	(株)さくら	鳥取市西品治635-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	60	59	1			
37	3170102119	居宅介護支援事業所 きなんせ	(株)ぼやーじゅ	鳥取市美萩野一丁目126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	11	3		8		
38	3170102408	なないろ居宅介護支援センター	(有)コトブキ家具	鳥取市二階町二丁目201番地4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	1	1				
39	3170101996	株式会社コブとっとり居宅介護支援事業所	(株)メディコブとっとり	鳥取市末広温泉町203番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	15	10	1	4		
40	3170102465	居宅介護支援事業所あらいふ	(株)アドハン	若葉台北六丁目1-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	12	2	10			
41	3160190124	居宅介護事業所 ナースくる	(株)BANG	鳥取市大覚寺150-87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	8	4	1	3		



No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西
42	3170100600	鳥取県看護協会居宅介護支援事業所	公益社団法人鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	6	5		1	
43	3170102739	居宅介護支援事業所つむぎ	(株)つむぎ	鳥取市行徳一丁目312番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
44	3170103323	和みの郷 居宅介護支援事業所	(株)和みの郷	鳥取市商栄町271-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	11	5	6			
45	3170103331	居宅介護支援センターはまゆう	社会福祉法人賛幸会	鳥取市服部204番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	10	2		7	1	
46	3171200078	居宅介護支援事業所すこやか	社会福祉法人やす	鳥取県八頭郡八頭町宮谷123	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	4		1		3	
47	3170103521	(株)メディコブとっとり 鹿野居宅介護支援事業所	(株)メディコブとっとり	鳥取市鹿野町今市242番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	1				1	
48	3170103158	居宅介護支援事業所なりすな	社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市青谷町善田27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	6				6	
49	3170102184	のどか居宅介護支援事業所	(株)のどか	鳥取市気高町勝見843-172	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
50	2614002414	居宅介護支援事業所 西京都病院	医療法人 弘正会	京都市西京区御陵溝浦町21番地の7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
51	3170200632	ケアプランセンターかわさき	社会福祉法人こうほうえん	米子市両三柳4543-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	1				1	
52	3170103679	居宅介護支援事業所「まめ助」	医療法人社団 三樹会	鳥取市扇町176番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	1	1				
53	3170103729	鳥取家守舎居宅介護支援事業所	鳥取家守舎合同会社	鳥取市今町二丁目201 ㊦ ㊧ ㊨ RMS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	1	1				
54	3170100733	居宅介護支援センター暖の郷	社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	13			13		
55	3170103745	こころね居宅介護支援事業所	(株)サードライフモア	鳥取市片原三丁目113	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	7	5	2			
56	3373600554	居宅介護支援事業所なごみ	(株)ヘルフェア	岡山県勝田郡勝央町植月東159-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	1				1	
57	3474200268	かわはら居宅介護支援事業所	社会福祉法人 中央会	鳥取市河原町稲常463	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	H31.4.1~R2.3.31	0					
57	3170202620	ケアプラン孫の手	ティーアンドティー(有)	米子市石井639-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
58	3472501380	介護支援センターつむぎ	特定非営利活動法人 地域活動支援協会 人間大好き	広島県東広島市八本松町飯田525-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
59	3170103810	イナバ総合福祉会	一般社団法人 いなば総合福祉会	鳥取市湯所町256	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	18	10		8		
60	3170103877	居宅介護支援事業所とくよし	(有)徳吉薬局	鳥取市千代水一丁目31番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	10	6		4		
61	3170103430	居宅介護支援事業所葵	一般社団法人 ノーマライゼーションとっとり	鳥取市大覚寺77番56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R1.9.1~R2.3.31	1			1		
62	3170201796	居宅介護支援センター ル・サンテリアン 淀江	社会医療法人 仁厚会	米子市淀江町佐蛇2169番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R1.10.1~R2.3.31	0					
63	3170103430	居宅介護支援事業所ニコニコケア	にこにこケア(株)	鳥取市桜谷173番地21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R1.10.1~R2.3.31	5				5	

備考：①受託事業所は、令和元年12月31日現在で契約している事業所で記載しています。

②ケアプラン委託件数は、12月サービス分（1月審査請求分）の給付管理表の作成件数で記載しています。

計 835 278 177 198 53 129